特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
4	税に準ずる債権の収納に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行橋市は、税に準ずる債権の収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

行橋市長

公表日

令和7年4月2日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	税に準ずる債権の収納に関する事務
②事務の概要	税に準ずる債権の収納に関する事務 ※番号法別表第二に基づいて、行橋市は地方税に準ずる債権の収納管理に関する事務において、情報 提供ネットワークシステムに接続し、各情報機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。
③システムの名称	・税に準ずる債権の収納管理システム、宛名管理システム、滞納整理支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
税収納管理システムファイル、	滞納整理支援システムファイル、税に準ずる債権の収納管理システムファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の16及び30の 項
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び10号 【情報提供の根拠】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の第三欄が市町村長の項のうち第四欄が地方税関係含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,8 4,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令定める事務及び情報を定める命令(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第33条、第4条、第55条、第36条、第37条、第31条、第22条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条) 【情報照会の根拠】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令定める事務及び情報を定める命令(第20条)
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	行橋市 市民部 収納課
②所属長の役職名	収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・記	訂正-利用停止請求
請求先	行橋市 総務部 総務課 総務係 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 0930-25-1111内線1431

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	行橋市 市民部 収納課 収納係 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 0930-25-1111内線1121				
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した					
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	17年3月27日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人以上]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	17年3月27日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	1重点項目評価書	又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じた入	手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通し	た提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	Ι]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	所管から移管依頼時に提出 また、提出された移管依頼書		である。 は、施錠可能な場所に保管している。

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 (選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 			
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	所管から移管依頼時に提出し また、提出された移管依頼書等			

変更箇所

平成31年4月19日 ②所属長 収納課長 岩本秀夫 収納課長 20次約係 福岡 行橋市市 市民部 収納課 収納係 福岡県行 場行橋市市 市民部 収納課 東2収納係 福岡 県行橋市中央一丁目1番1号 0930-25-1111内 増加・中央一丁目1番1号 0930-25-1111内 増加・中央ー丁目1番1号 0930-25-1111内 単加・中央ー丁目1番1号 0930-25-1111内 単加・中央ー丁目1番1号 0930-25-1111内 単加・中央ー丁目1番1号 0930-25-1111内 単加・中央ー丁目1番1号 0930-25-1111内 単加・中央ー丁目1番1号 0930-25-1111内 単加・中央ーT目1番1号 0930-25-1111日 0930-25-1111日 0930-25-1111日 0930-25-1111日 0930-25-1111日 0930-25-1111	専期に係る説明 な正による号ずれの修
	:正による号ずれの修
めの番号の利用等に関する法律第19条第8号 及び19号 【情報提供の根拠】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の第 三欄が市前村長の項のうち第四欄が地方税関 (係含まれる項 (12.34.68.91.11.61.82.32.62.72.82.93.13.43.53 7.39.40.42.48.54.57.58.89.96.18.28.46.85.66.67.7 0.71.74.80.98.87.91.92.24.97.101.102.103.106.10 7.108.113.1141.115.11.11.12.102 7-人による情報提供 第一章 大学、第一章 大学、第二章 大学	:正による号ずれの修
(第20条)	
・選択肢(2)を記入 ・所管から移管依頼時に提出してもらう書類へ の記載は行っていない。 また、提出された移管依頼書等については、施 錠可能な場所に保管している。	・の対応
・選択肢(8)を記入 ・所管から移管依頼時に提出してもらう書類へ の記載は行っていない。 高いと考えられる対策 ・あいと考えられる対策 ・新様式へ	の対応